

令和5年4月22日

ご家族様 }
業者様 } 各位

特別養護老人ホーム櫻ホーム西神 施設長
櫻ホーム西神診療所 管理医師

敷地内禁煙について（お願い）

望まない受動喫煙を防止するため、「健康増進法」、「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（以下、「条例」という。）」が施行されているところです。
当施設は、下記のとおり「**敷地内禁煙**」（屋外喫煙場所も設置不可）となっています。

つきましては、**当施設の敷地内における禁煙**に、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 受動喫煙の防止等に関する条例

現在、兵庫県（神戸市を含む）では、望まない受動喫煙を防止するための措置などを定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例を平成25年4月から施行しています。

2 櫻ホーム西神の規制内容

櫻ホーム西神では、令和4年4月に診療所が開設していますことから、この**条例において、敷地内禁煙の適用を受けるとともに、屋外喫煙場所も設置不可**となっています。

3 条例の対象となる施設の区分（抜粋）

条例の対象となる施設の区分		規制内容
1	幼稚園、保育所、小・中・高校など	敷地内・建物内の すべてを禁煙 ※敷地の周囲も禁煙
2	病院、 診療所 、助産所	
3	児童福祉施設、母子・父子福祉施設など	